

第2次君津市空家等対策計画（素案）に係るまちづくり 意見公募手続の実施結果について

経済環境部

令和5年11月28日から令和5年12月27日まで意見募集を行ったところ、以下のとおり意見がありました。

1 意見の件数

意見数 8件（提出者数 5人）

2 提出方法

持参 0件（0人） 郵送 0件（0人）

F a x 0件（0人） 電子メール 0件（0人）

回答フォーム 8件（5人）

3 意見の概要及び市の考え方

市の対応区分

対応区分		意見の件数
A	意見をもとに、施策案を修正したもの	0件
B	意見の考え方が施策案に含まれていたもの	7件
C	意見を施策案に反映しないもの	1件
D	その他、施策案に直接関係ないもの等	0件

	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	空家を予め手放しやすくするため、空家等の財産を君津市に譲渡した一人暮らし高齢者に対して、介護施設への入所や共同墓地への埋葬などのサービスを	C	本市が空家等を所有者等から取得することは費用や管理の面で困難ですが、高齢者が所有する住宅が空家等にならないよう働きかけていくこと

	受けられるようにしてはどうか。		<p>は重要であると考えております。</p> <p>高齢でも安心して住み続けられる住宅資産を活用した制度や相続土地国庫帰属制度などを周知するなど、空家等を抑制する取組を推進してまいります。</p>
2	手続きや費用の負担により空家が増加していると思われるため、分かりやすい手続きや助成金（築40年以上の家屋へのリフォーム費用、解体費用）があると、空家問題は解決しやすいのではないか。	B	<p>空家等がそのまま放置されないよう、所有者等に空家等の適正管理や利活用などの情報提供や窓口での相談対応を行い、空家等の解消に努めてまいります。</p> <p>また、空家等に係る助成制度などの導入について検討してまいります。</p>
3	不動産投資家の経験から、災害等による建物の破損が無ければ、立地次第で買い手が付くことや、空家に残置物がある状態でも価格次第で買い手が付くことから、所有者に対して、空家のまま放置するよりも売りに出す方がメリットがあることを周知すべきである。	B	<p>いただいたご意見を参考に、所有者等に対して空家等を利活用することのメリットなどが伝わるよう広く周知し、空家等の利活用を促進してまいります。</p>
4	昨年、君津市に移住してきたが、支援等の対象にならなかったため、空家を利用したい意志	B	<p>県外からの移住や二地域居住の希望者などに対して、空家等を一つの受け皿として利</p>

	<p>があるどのような者にも控除や、助成金などの支援をして欲しい。</p>		<p>活用していく必要があると考えております。</p> <p>多様なライフスタイルのニーズを注視しながら、空家等に係る助成制度などの導入について検討してまいります。</p>
5	<p>空家を保育園、託児所、シェアハウスとして活用することや、起業したい方に安く提供するなど、募集してはどうか。</p>	B	<p>ご提案のように空家等の利活用方法は様々ありますので、空家等の情報提供や窓口での相談対応を行い、所有者と希望者を結び付けることにより、空家等の利活用を促進してまいります。</p>
6	<p>君津市戸建て中古住宅取得補助事業について、君津市は中古住宅の供給数が多くないため、中古住宅の取得者だけでなく、売却者にも一定の条件を付した上で補助金を出してはどうか。</p>	B	<p>ご指摘のとおり中古住宅の供給数を増やすことは、不動産市場での流通を促進する上で重要なことです。</p> <p>補助対象とする範囲など様々な要件については、今後検討してまいります。</p>
7	<p>農村部で空家が発生した場合、農業インフラ一式と住居を備えた所から担い手がいなくなった状況と捉え、このような空家の活用と就農とを連動させた施策を検討すべきである。</p>	B	<p>ご指摘のような農村部の空家等については、空き家バンク制度により利活用を図っております。</p> <p>今後は、就農支援を行う関係機関との連携にも努め、空家等の更なる利活用を促進してまいります。</p>

8	<p>高齢者が年齢を理由に賃貸住宅を借りられない問題があるため、本件の処置を踏まえて、空家の利活用を位置付けて検討する必要があるのではないか。</p>	B	<p>高齢者の住環境を整備することについては重要な課題の一つであると考えております。</p> <p>空家等の利活用を促進していく中で、本件の課題解決に向けた取組についても検討してまいります。</p>
---	---	---	---

4 結果の公表

- (1) 公表場所：環境衛生課、市民センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ
- (2) 公表期間：令和6年3月1日から3か月間